

「地方税の賦課徴収又は調査に関する事務 全項目評価書（案）」の概要書

【評価書名】

「地方税の賦課徴収又は調査に関する事務」 全項目評価書

I 基本情報・・・「P 3～P 7」

評価対象の事務の全体像を把握するために、事務の内容、使用するシステム、特定個人情報ファイルを取り扱う理由等について記載

1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務・・・(P 3)

(1) 事務の名称 (P 3)

地方税の賦課徴収又は調査に関する事務

(2) 事務の内容 (P 3)

①課税管理業務

納税者からの申告や届出等による課税情報の登録・管理等の業務を行う。

②収納管理業務

収納および課税の情報による、収納、還付、充当、納税証明等の業務を行う。

③徴収業務

滞納者情報による督促状・納付催告書の発付や滞納整理業務を行う。

④宛名管理業務

納税者の特定や納税者情報の名寄せ等の業務を行う。

(3) 対象人数 (P 3)

30万人以上

2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム・・・(P 3～7)

(1) 使用するシステム (P 3～6)

① 県税総合情報管理システム (県税業務システム)

② 自動車税システム (県税業務システム)

③ 大分県統合利用番号連携サーバー ④ 中間サーバー

⑤ 地方税ポータルシステム (eLTAX) ⑥ 住民基本台帳ネットワークシステム

(2) 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 (P 7)

個人番号を利用し、効率的な情報の名寄せ・管理を行い、県税の公平・公正な賦課徴収業務を行うとともに、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会により、納税者の利便性の向上を図る必要があるため。

(別添1) 事務の内容 (P 8)

⑧‘の納税者が電子納付したことについて、地方税ポータルシステムからの納付データ及び金融機関からの収納金データにより確認するフローを追加。

II 特定個人情報ファイルの概要・・・「P 9～P 14」

評価対象の事務において取り扱う特定個人情報ファイルの内容と、その取扱いプロセスについて記載。

1 特定個人情報ファイル名・・・(P 9)

(1) 特定個人情報ファイル名

県税情報ファイル

2 特定個人情報ファイルの基本情報・・・(P 9)

(1) ファイルの種類

システム用ファイル（電子計算機用ファイル）

(2) 対象となる本人の範囲

納税義務者及び課税調査対象者

(3) 記録される項目

①項目数

100項目以上（P15～45 個人番号と紐付けられる個人情報データの項目5,493項目）

②主な記録項目

「個人番号」、「その他識別情報（内部番号）」、「4情報（氏名、性別、生年月日、住所）」、「連絡先（電話番号等）」、「国税関係情報」、「地方税関係情報」、「障害者福祉関係情報」、「生活保護・社会福祉関係情報」、「口座登録、連携ファイル関係情報」

(4) 保有開始日（個人番号情報の保有開始日）

平成27年10月

3 特定個人情報の入手・使用・・・（P9～10）

(1) 特定個人情報の入手元（P9）

①本人又は本人の代理人

②評価実施機関内の他部署（障害福祉課等）

③行政機関（税務署、デジタル庁）

④地方公共団体（他都道府県、市町村）

⑤その他（地方公共団体情報システム機構：J-LIS）

(2) 特定個人情報の入手時期・頻度（P10）

入手する情報の内容によって、「定期的に入手」するもの（個人事業税の課税情報等）と「随時に入手」するもの（障害者減免の届出等）がある。

(3) 特定個人情報の入手事実及び使用目的の本人への明示 (P 10)

本人から窓口等で直接情報を入手する場合には、口頭で利用目的等を説明する。

なお、地方税の賦課徴収等に伴う個人情報の入手については、地方税法等において規定されており、個人番号の入手・利用に関しては、番号法(第9条等)に明記されている。

(4) 使用方法 (P 10)

入手した個人情報を税務情報ファイルへ記載することで、県税の賦課徴収業務(賦課決定、減免等)に使用する。

(5) 使用開始日 (P 10)

平成28年1月1日

4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・・・(P 11～12)

(1) 委託業務

① 県税総合情報管理システム及び自動車税システム運用管理業務 (P 11)

② 自動車税環境性能割等データエントリ業務 (P 11)

③ 地方税ポータルシステム(eLTAX)の構築・運用等 (P 12)

上記①の業務については、委託先からの再委託承諾申請書の提出を受け、委託先及び再委託先の各事業者の役割・適格性等を審査のうえ、再委託先に当該委託業務契約に基づく一切の義務を遵守させることを条件として委託業務の再委託を承諾している。

5 特定個人情報の提供・移転・・・(P 13)

県税業務に関して特定個人情報を提供するものとしては、地方税ポータルシステム(eLTAX)で入手した個人事業税に係る所得税の申告書情報のうち、本県で賦課しない所得税の申告情報を他の都道府県に提供するものがある。

6 特定個人情報の保管・消去・・・(P 14)

(1) 保管期間

7年間（地方税法第17条の5の定める更正、決定等の期間制限）

(2) 消去方法

保管期間を経過した電子情報については、システム内の情報を毎年度定期的に消去するとともに、申告書等の紙媒体については、職員の厳重な管理下のもと外部業者による細断処理又は焼却処理を行う。

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策・・・「P47～55」

「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」で記載された特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおいて、想定されるリスクへの対策について記載。

1 特定個人情報ファイル名・・・(P47)

「県税情報ファイル」

2 特定個人情報の入手時におけるリスク対策・・・(P47～48)

特定個人情報の入手元毎に、情報入手時に想定されるリスクに対する措置を講じる。

- ①目的外及び不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置（P47）
- ②不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置（P47）
- ③入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスクに対する措置（P47～48）
- ④入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置（P48）

3 特定個人情報の使用時におけるリスク対策・・・(P48～49)

特定個人情報の取扱いに際しては、システムでのアクセス制限（ユーザー認証、アクセス権限、アクセスログ等）や職員に対するセキュリティ研修等を実施することにより、特定個人情報を使用する際のリスクに対する措置を講じる。

4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託時におけるリスク対策・・・(P49～50)

委託先（再委託先も含む）が適正に情報を取り扱わないリスクに対する措置として、

委託契約書において、「個人情報の保護」に関する条項及び「機密保持及び個人情報の保護に関する特記事項」を定め、委託先に対し機密及び個人情報の適正な取り扱いの措置を講じている。

5 特定個人情報の提供時におけるリスク対策・・・(P 5 1)

情報提供にあたっては、地方税ポータルシステムにおいて、総合行政ネットワーク（L G W A N）を用い、通信を暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。

※総合行政ネットワーク・・・地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワーク

6 情報提供ネットワークシステムとの接続時におけるリスク対策・・・(P 5 2～5 3)

身体障害者減免時における障害者情報等について、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、その中間サーバーにおいて職員認証等のリスク対策の措置が講じられている。

なお、県税の情報を情報提供ネットワークシステムに接続して他の機関へ提供することはない。

7 特定個人情報の保管・消去時におけるリスク対策・・・(P 5 4～5 5)

(1) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する措置 (P 5 4)

税務業務システムが稼働する汎用機コンピュータが設置されている電子計算機械室への入退室については、入室権限を持つ者を限定し、ID及び生体認証による入退室する者の記録・管理を行っている。汎用機コンピュータは、外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク上に設置されており、税務システムを使用する場合には、職員毎にユーザーID及びパスワードによる認証を実施し、職員毎に利用可能な機能を制御（アクセス制御）している。

(2) 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置 (P 5 5)

県税情報ファイルで保有する特定の個人を識別するための氏名、生年月日等の基本4情報及び個人番号については、必要に応じ、地方公共団体情報システム機構から機構保

存本人確認情報（氏名、生年月日、性別、住所、個人番号等）を入手し、既存情報と突合処理を行い情報の最新化を実施する。

（3）特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置（P 5 5）

保管期間を経過した電子情報については、システム内の情報を毎年度定期的に消去する。申告書等の紙媒体については、職員の厳重な管理下における、外部業者による細断処理又は焼却処理を実施する。機器内部の記憶装置に係る抹消措置については、物理的な破壊又は磁気的な破壊等により復元不可能な状態にする措置を講じる。

IV その他のリスク対策 ・ ・ 「 P 5 6 」

特定個人情報の取扱いに対する自己点検、監査、従業者に対する教育・啓発等について記載。

（1）監査等について

特定個人情報の適正な取扱いを確保するために、年1回の自己点検及び監査を実施する。

（2）従業者に対する教育・啓発について

特定個人情報を取り扱う職員に対して、情報セキュリティ研修等を実施するなどし、特定個人情報の安全管理についての教育・啓発を行う。

V 開示請求・問合せ ・ ・ 「 P 5 7 」

特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせについて記載。

VI 評価実施手続 ・ ・ 「 P 5 8 」

県民の意見募集の方法等について記載

（1）国民・住民等からの意見の聴取

パブリックコメントを令和7年2月10日（月）から3月12日（水）まで実施